



CEPA 2010の自由化措置 － 香港の拡大する機会

2010年7月12日

□概要

- ・ 14のサービス分野で27の自由化措置が追加
- ・ 2つのサービス分野が追加、また個人所有店に4つのサービス分野を開放
- ・ CEPA適用対象のサービス分野で8つの広東省パイロット措置を実施
- ・ CEPA原産地規則の適用製品が7品目追加され計1,592品目に拡大

中国中央政府と香港政府は、2010年5月27日に中国・香港経済貿易緊密化協定（CEPA）のCEPA付属文書VIIに合意した¹。CEPA付属文書VIIは、12の既存サービス分野で自由化を強化し、技術試験・分析・製品試験サービスおよび専門デザイン・サービスの2つの新たなサービス分野を開放するもので、14のサービス分野を対象にした計27の自由化措置が含まれている。これらの措置は2011年1月に実施される予定である。

CEPA付属文書VIIの特徴として、香港に明確な優位性がある6つの産業、「教育」、「医療サービス」「検査・認証」「環境」「技術革新」「文化・創造産業」に重点をおいている。例えば、新サービス分野の技術試験・分析・製品試験サービスは、これまで外国企業に一度も開放されることがない中国強制製品認証（以下 CCC）制度を香港のサービス事業者（以下 HKSS）に対して開放する点においては、画期的な進展といえる。また医療分野で

¹ 最初のCEPA協定は中央政府と香港政府との間で2003年6月に調印、2004年に実施された。それ以来両政府は、2004年から2010年まで毎年、合計7つのCEPA付属文書に調印した。2011年1月に実施されるCEPA付属文書VIIによってCEPA自由化措置は第7段階に入る。

も、広東、上海、重慶、福建、海南の各省においてHKSSの独資病院の経営が許可され、中国本土で、7万6,000人以上の登録医療従事者に、3年以内の短期医療サービスを提供する資格が与えられるなど大きな進展が見られた。

CEPA付属文書VIに続いて、CEPA付属文書VIIにも広東省にて実施される8つのパイロット措置が盛り込まれている²。これらの措置は、2010年4月締結された広東省・香港協力枠組み協定を受けて、両地域の協力関係を深化するための具体的措置のひとつである³。この協定は、香港と広東省との密接な協力関係を中国の国家方針として明確に規定するために2008年12月に発表された、「珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008～2020年）」のマクロ方針を具体化するためのものである⁴。

CEPA付属文書VIIには、6つの新産業とは別に、「4つの伝統産業」に従事するHKSSにとって有益な措置も多く含まれている。例えば金融産業では、最新のCEPA自由化措置に基づき、中国本土進出および中国本土支店網拡張の条件が緩和され、HKSSは本土に、より簡単に支店を開設し、人民元業務を行えるようになる。証券産業では、前回のCEPA自由化措置の中で中国本土と香港は、香港の上場株から構成されるオープンエンドのインデックス連動型上場投資信託（以下 ETF）の本土市場への導入を調査することに合意していたが、今度のCEPA付属文書VIIでは、適切な時期にETFを導入すると明記されており、この件が本国政府のアジェンダに掲載されることが確実となった。一部の市場関係者は、本年末までに導入されると見ている。

また中国の市民権を持つ香港の永住権者（以下 永久居民）は、CEPAに基づき、中国各地で個人所有店を営むことが許可されているが、CEPA付属文書VIIでは、許可される事業範囲に漫画、テレビゲーム製品、アニメーション音響映像（AV）製品のレンタル&リースショップおよびペット診療所の経営を含む4分野が追加された。

投資および貿易奨励措置やパイロット措置を含め、CEPA付属文書VIに基づく自由化措置は、中国本土市場における特に6つの新産業および4つの伝統産業分野の新事業機会の創出に貢献することでHKSSおよび香港居民に大きな利益をもたらすだけでなく、広東省と香港の協力を促進し、両地域の密接な経済統合を促す働きもする。

2006年1月から、両政府の合意した CEPA原産国規則に適合する香港原産品に中国本土へのゼロ関税アクセスが認められた。2004年1月から2010年6月までの期間に、ゼロ関税適

2 CEPA付属文書VIによる自由化措置に関する分析は<http://www.hktdc.com/info/mi/a/ef/en/1X063AQQ/1/Economic-Forum/CEPA-2009-Liberalisation-Measures-Opportunities-for-Hong-Kong.htm>で見ることができる。

3 中国語版の広東省・香港協力枠組み協定および2010年の関連作業計画はそれぞれhttp://gia.info.gov.hk/general/201004/07/P201004070113_0113_63622.pdfおよび

http://gia.info.gov.hk/general/201004/07/P201004070113_0113_63623.pdfで見ることができる。

4 中国国家発展改革委員会は、2008年12月に珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008 - 2020年）（<http://en.ndrc.gov.cn/policyrelease/P020090120342179907030.doc>）を発表した。

格品の品目数は273から1,585品目に拡大された。さらに2010年7月には、ゼロ関税適用品目が7品目追加され、計1,592品目となる。これらの新規追加品目には、CEPAが適用されなければ1%から10.5%の範囲の関税が課される。

◆サービス貿易

2010年5月に調印されたCEPAの付属文書VIIは、中国中央政府と香港政府が共同発表したCEPAの第8弾となり、これに基づき追加されたサービス貿易自由化措置は、2011年1月から実施される。CEPA付属文書VIIには、2つの新分野を含め、14のサービス分野を対象とする計27の自由化措置が盛り込まれている。これによってCEPAの適用対象となるサービス分野が42から44分野に拡大された。2004年のCEPA施行以来、CEPAに基づいて約280のサービス自由化措置が導入されたことになる。

中央政府は、CEPA付属文書VIIに基づくサービス自由化措置に従い、(i) 建設、(ii) 医療サービス、(iii) 技術試験・分析・製品試験、(iv) 専門デザイン、(v) 音響・映像 (AV)、(vi) 流通、(vii) 銀行、(viii) 証券、(ix) 公益事業、(x) 観光、(xi) 文化・エンターテインメント、(xii) 専門職・技術職資格試験、(xiii) 航空輸送、(xiv) 個人所有店の14分野において市場アクセス条件を緩和した。CEPA付属文書VIIで追加されたのは、製品試験と専門デザインの2分野である。

CEPA付属文書VIIの顕著な特徴のひとつに、香港が明確な優位性がある6つの新産業、すなわち、教育サービス、医療サービス、試験・認証、環境産業、技術革新、文化・創造産業を重視し、HKSSの本土市場へのアクセスを強化するための措置が盛り込まれている。(詳細は後述)

広東省と香港は、地理的にもビジネス的にも密接な関係にあり、これまで常に密接な経済協力を促す努力をしてきた。2008年12月に中国国家発展改革委員会が珠江デルタ地区改革発展計画綱要(2008～2020年)〔綱要〕を発表し、広東省と香港の協力関係が国家政策レベルにまで高められたことを受けて、両地域は、経済協力のための枠組みを積極的に構築し、2010年4月に広東省・香港協力枠組み協定〔枠組み協定〕を締結した。

概念的な「綱要」が珠江デルタ(以下 PRD)のマクロ経済政策開発の青写真であるのに対して、「枠組み協定」では、両地域の経済協力関係を緊密化するための具体的措置が明確に規定されている。いうまでもなく、「綱要」「枠組み協定」のいずれでも、PRDをさらに自由化し、香港との協力を深めるためのCEPAのパイロット措置の利用が特に重視されている。

そのため最新のCEPAにも、広東省パイロット措置(先行先試)が顕著に盛り込まれている。広東省のパイロット自由化措置は、建築や医療を中心に、計8件に及ぶ(各分野の措置については後述する)。

CEPAは、香港に大きな経済的利益をもたらしており、2004～2009年にHKSSの営業収入が616億香港ドルも増大した。2010年5月末までに承認されたHKSSの申請件数は累計1,387件に及ぶ。HKSS証書を受理した香港企業の約48%は、すでに本土に営業拠点を設置している。HKSS申請が最も多いのは、輸送・ロジスティックス、流通サービス、広告の3分野で、総承認件数の約60%を占める。これら分野のHKSSの中で本土に営業拠点を設置している企業の比率は、全体の平均である上記の48%を上回る。

またCEPAに基づき導入された個人旅行制度（以下 IVS）によって、2004～2009年に香港の観光客収入が848億香港ドル増大した。2009年に香港を訪れた1,796万人の本土旅行者のうち、1,059万人（59%）がIVSを利用している。2010年3月末時点では、本土からさらに4,900万人が個人旅行者として香港を訪れている。

雇用創出に関しては、CEPAに基づくIVSおよび貿易自由化措置によって2004～2009年に本土では4万600人、中国本土では5万4,700人の雇用が創出された。

CEPAの適用対象となるサービス分野（第1～第8段階）

会計	保険	研究開発
広告	職業仲介代理業	科学技術コンサルティング
航空輸送*	職業紹介代理業	証券*
音響・映像（AV）*	法務	経営コンサルティング・プロジェクト管理関連サービス
銀行*	物流	高齢者・障害者向け福祉サービス*
ビル清掃	経営コンサルティング	専門デザイン*
コンピュータおよび関連サービス	市場調査	スポーツ
建築・不動産**	医療・歯科**	倉庫・保管
会議・展示会**	鉱業	技術試験・分析・製品試験*
文化・エンターテインメント*	特許事務代理	通信
流通*	写真	観光*
環境	印刷	商標登録
運送	専門資格試験*	翻訳・通訳
個人所有店	公益事業	輸送（陸運&海運）

注記

* CEPA付属文書VII以前に開放された分野

° CEPA付属文書VIIで追加された新分野

+ CEPA付属文書VIIに基づく広東省パイロット措置による開放分野

□6大新産業 - 自由化および協力措置

香港の支柱産業である金融、貿易、物流、観光および専門職業サービス（合計で香港の2008年のGDPの約57%を占める）に加えて、2009年に香港政府は、香港に明確な競争優位性がある、(i) 医療サービス (ii) 試験・認証サービス (iii) 教育サービス (iv) 環境産業 (v) 技術革新 (vi) 文化・創造産業の6大新産業を開発することが決定した。2008年にこれら6大産業は香港のGDPの8%を占め、労働人口の11%に当たる38万人を雇用している。CEPACEPA 付属文書VIIには、香港の医療サービスのための複数の自由化措置のほか、中国強制製品認証制度に基づく製品試験を香港の試験・証明産業に開放する画期的な措置も含まれている。

医療サービス

香港の医療サービス自体の優秀性は地域で広く認められている。一流の医療サービスを受けるために、広東省から香港を訪れる人が多数いることが、そのひとつの証である。CEPAに基づき香港の医療産業には、本土市場、特に広東省をターゲットにして、他地域のサービスサプライヤーに先行して本土市場に参入する機会がすでに与えられている。CEPA 付属書類VIIに基づく追加自由化措置は、HKSSの迅速な本土市場進出を促す強力な誘因になるであろう。

珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008-2020年）には、2020年までにPRDの全住民が高品質な医療および衛生サービスを受けられるよう、医療・公衆衛生サービスの水準を引き上げると明記されている。パイロット措置によって本土市場への特惠的アクセスが香港の医療産業にすでに与えられている現在、こうした本土政府の方針は、香港の医療産業がPRD市場をターゲットにするための建設的な環境を創り出すであろう。

現行規則では、HKSSは所有率70%を上限として本土で合弁事業の病院を設立することができるが、最新のCEPAでは、HKSSは2011年1月から広東省のほか、上海、重慶の2都市ならびに福建省と海南省で独資病院を経営できるようになる。これによって香港人が経営する病院の自律性がかなり高められ、これらの省および自治都市で香港流の経営を行い、香港流の医療サービスを提供できるようになるであろう。またこれら5つの地域に合弁事業の病院を設置する際に、HKSSと本土側のパートナーは、出資比率を自由に決定できるようになった。

また広東省パイロット措置に基づき、同省に合弁病院を設立するHKSSには、総投資額の要件が適用されないことになった。さらには、2011年1月から広東省に病後療養所を独資または合弁により設置できるようになり、医療サービス分野の新たな機会がHKSSに提供されることになる。

CEPA 付属文書VIIに基づく広東省パイロット措置によって、広東省の衛生行政部門が管轄

する医療機関の範囲が外来診療所から他の医療機関に拡大された。

現在、香港の医療従事者が本土で医療サービスを提供する際に申請できるのは、3年間の更新可能な免許だけだが、CEPA付属文書VIIでは、法定医療従事者の種類が12種類⁵まで拡大された。このうち5種類に関しては、受益者が7万6,000人以上に達すると見られる。

本土、特にPRDおよび広東省の医療サービス市場をさらに開放することによって、本土の医療サービスの水準を引き上げられるだけでなく、本土における医療サービス分野の健全な競争を促すこともできる。HKSSが香港スタイルの医療機関を経営し、香港で訓練を受けた医療従事者が広東省で営業できるようにすることは、珠江デルタ地区改革発展計画綱要に盛り込まれたPRDの公衆衛生および医療サービス水準の引上げという目標の達成に確実に寄与するであろう。

下表に明らかなように、CEPAは、HKSSに優先的にアクセスを提供し、本土市場の参入制限を他の外国企業よりも実質的に引き下げている（他の外国企業には下表左の「現行アクセス範囲」の列に記された本土の規制が参入条件として課される。したがってCEPAは明確に「WTOプラス」の待遇を提供する）。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 合弁の医療機関（病院または診療所を含む）の設立が許可されている。	- 2011年1月以降、それぞれの適応投資要件を満たすことを条件に、HKSSは広東省、上海、重慶、福建、海南に独自の病院を設立できる。
- 合弁病院の最低総投資額は2,000万人民元	- HKSSが合弁または合作会社によって病院を設立する際の最低投資額は1,000万人民元 - 2011年1月以降、HKSSが合弁または合作会社によって病院を <u>広東省</u> に設立する際には、総投資額要件は適用されない。 [*] - 現在、HKSSは持ち株比率70%以下の合弁または合作会社によって <u>医療および歯科サービスを提供する医療機関</u> を設立できる - 2011年1月以降、HKSSはHKSSと本土側パートナーの出資比率の制限を受けずに、 <u>広東省、上海、重慶、福建、海南</u> に合弁または合作会社によって病院を設立できる。 [*]

⁵ 香港の法律によれば、12種類の医療従事者は、香港で営業に従事する前に各管轄委員会または局に登録しなければならない。医療従事者は、医師、漢方医、歯科医師、薬剤師、看護師、助産婦、医療研究所技術者、作業療法士、検眼士、X線撮影技師、理学療法士、脊柱指圧療法師の12である。

	<p>- HKSSは現在、総投資額要件の適用を受けずに、<u>広東省</u>に独資の<u>外来診療所</u>を設立できる</p> <p>- HKSSによる<u>広東省</u>での合弁または<u>合作診療所</u>の設立：</p> <p>- 合弁または合作診療所の場合、HKSSと本土側パートナーの出資比率は制限されていない。</p> <p>- 合弁または合作診療所の総投資額は制限されていない。</p>
	<p>- 2011年1月以降、HKSSは、医療サービスを提供する<u>病後療養所</u>を独資、合弁または合作会社によって<u>広東省</u>に設立できる。*</p>
	<p>- 現在、広東省の衛生行政部門は、HKSSの独資、合弁または合作会社による<u>広東省</u>での<u>外来診療所</u>設立に関する設立および承認手続を管轄している。</p> <p>- 2011年1月以降、広東省の衛生行政部門は、HKSSの独資、合弁または合作会社による<u>広東省</u>での<u>医療機関</u>設立に関する設立および承認手続を管轄する。*</p>
<p>- 合弁病院または診療所が雇用する医療スタッフの大半は中国国籍を有していなければならない。</p>	<p>- 合弁病院または診療所は<u>医療スタッフ</u>の大半に香港永久居民を雇用できる。</p>
	<p>- 香港で開業する法的資格を所有し5年間以上の実務経験を持つ香港永久居民は、本土の開業資格を取得した後、本土で開業することができる。</p>
	<p>- 中国公民である有資格香港永久居民は、認知を受けることによって本土の資格を申請、取得することができる。</p>
	<p>- 香港で医院および歯科の開業医資格を有する、香港永久居民は、<u>本土の資格試験を受験できる</u>。</p> <p>- 香港の免許薬剤師であり、本土の免許薬剤師暫定資格審査制の申請資格を満たす香港永久居民は、本土の薬剤師試験を受験できる。</p> <p>- 試験合格者には本土の「薬剤師免許」が発行され、本土の免許薬剤師暫定資格審査制および関連規制に従い登録することができる。</p>
<p>- 本土で短期医療サービスを提供する外国人開業</p>	<p>- 香港の開業医資格を持つ者が本土で<u>短期医療サービス</u>を提供する際に発行される免許の有効期間は最長3年</p>

医に対して発行される開業免許の有効期間は、最長6ヶ月 - 免許は失効時に1年間の延長を申請できる。	- 短期免許は更新可能
	- 2011年1月以降、香港で営業するために登録した法定医療従事者は、3年を限度に本土で <u>短期医療サービス</u> を提供できる。免許は更新可能。

* CEPA 付属文書 VII に基づく広東省パイロット措置による開放分野

技術試験・分析および製品試験

新たに6つの産業の開発を重視する香港政府の方針に合わせて、CEPA 付属文書 VII では、試験認証分野が HKSS に対して開放され、香港の試験機関が中国強制製品認証（以下 CCC）制度の適用品目中の特定品目に対して製品試験・認証を行えるようになった。

中国はこれまで CCC 適用品目の試験を海外の試験機関にまったく開放していなかった。そのため中国本土市場向けの海外製品も、中国本土の CCC 適応試験機関の試験を受けなければならず、その手続に数ヶ月もかかる場合があった。こうした背景を考えれば、香港の試験機関による CCC 適用品目の試験を認める今回の自由化措置は、画期的といえる。これによって本土市場向けの香港加工製品の試験が迅速化させるだけでなく、HKSS の本土市場開拓も促され、本土市場での売上拡大の利益にあずかれるようになるであろう。

現在、香港には約 600 の試験機関があり、そのうち約 160 がこの新自由化措置の適用を受けることになる見込みである。当初、CEPA VII のこの自由化措置は、適用対象を香港で加工される特定の CCC 適用品目に制限するものと捉えられており、業界関係者は、適用対象が香港加工品以外にもやがて拡大されることを望んでいた。

またこの自由化措置では、香港の試験機関は、2003年11月に施行された中華人民共和国証明認証規制（「証明規制」）で概説された協力取極めを遵守しなければならないと規定されている。「証明規制」には外資系証明機関の設立に関する概要規定も含まれており、現時点では、「証明規制」の協力取極めの詳細は必ずしも明確ではない。

要約すれば、「証明規制」では、本土に証明機関を設置する際、登記資本金は300万人民元以上、常勤証明担当職員が10人以上でなければならないと規定されている。また外国人投資家は、3年以上証明業務に従事した本国の認定機関の認定を得なければならない。

試験証明分野の相互協力を強化するために、中国政府は、CEPA 付属書類 VII に基づいて、国内企業に対して開放された試験証明機関の相互認定に関する多国間制度に基づき香港の試験機関が認定を受けるのを支援することに合意した。一方、香港認可署（HKAS）は、

56の経済地域の71の相互認定パートナーが加盟する、多数の多国間相互認定協定に加盟している。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 海外の試験機関は、中国強制製品認証制度に基づく製品試験を許可されていない。</p>	<p>- 2011年1月以降、香港の試験機関は本土の指定機関と協力して、試験的に中国強制製品認証（CCC）制度に基づく製品試験を実施することができる。</p> <p>- 香港を拠点とする試験機関は次の条件を満たしていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 香港認可署の認定を受け、かつ、CCC制度の適用品目の試験を実施する能力を備えていなければならない。 2. 香港で加工されたCCC制度適用の特定品目を試験する。 3. 中華人民共和国証明認証規制で概説された協力取極めを遵守しなければならない。

6つの新産業分野の協力の強化

CEPA付属文書VIIは、上記の試験証明分野のほかに、教育、環境、技術改革、文化・エンターテインメントを含む、6つの新産業分野での協力の強化にも触れている。

CEPAには、教育分野の公式の自由化措置がまだ盛り込まれていないが、2009年にCEPA付属文書VIに基づく広東省パイロット措置で教育分野の措置が発表されている。この措置は、広東省で香港が共同運営する教育機関およびプロジェクトを評価および認可する、共同承認メカニズムの設置を広東省教育部が約束したものである。

CEPA付属文書VIIには、交換留学や交流、訓練、派遣団の企画から合同教育プログラムの提供、合同研究機関の設置、本土の学部生またはそれ以上のレベルの学生の才能開発の支援に至るまで、教育分野の相互協力を強化するための多くの分野が含まれている。

技術改革に関しては、基礎科学研究、ハイテク分野および応用技術の交流と協力の強化のほか、香港の研究機関および企業を徐々に国家技術開発制度に取り組み、香港の研究スタッフや研究機関の国家科学技術プロジェクトへの参加を奨励することに両者が合意している。

またCEPA付属文書VIIには、使節団の派遣、貿易見本市、セミナーの開催を通じた交流、交換、協力の拡大を通じて、文化・エンターテインメント産業分野の共同開発を奨励する

ことが盛り込まれている。

専門デザイン

6つの新産業振興の過程で香港の創造産業の発展を後押しするという一般方針に従い、CEPA付属文書VIIには、創造産業に関する多くの自由化措置が含まれている。特に「専門デザイン」と題する新分野が追加され、これに呼応するCEPA規定では、HKSSは、専門デザイン・サービスを提供する100%独資企業を中国本土に設立できると規定されている。

国連中央生産分類（CPC）によれば、専門デザイン・サービスとは、インテリアデザイン、製品の美的デザインのほか、複雑な工学技術を必要としない製品（例えば家具）の完成されたデザインを指す。中国は、WTO加盟の議定書において専門デザイン・サービスを含める具体的な約束をしていない。したがって、CEPA付属文書VIIに基づくこの措置は、中国のWTOに対する公約を超えた自由化となる。ただし、2011年1月に施行されるまで、この新自由化措置の詳細は不明である。

◆4つの支柱産業

2008年に金融、観光・貿易、物流、専門職業サービスの4つの支柱産業は、香港の総労働人口の約47%を雇用し、GDPの57%を占めた。2004年以降、4大支柱産業のHKSSおよび関連専門職およびスタッフの本土市場参入を促進するために、多数の自由化措置がCEPAに盛り込まれた。

香港の金融サービスは、2008年に香港の総労働人口の5.9%に相当する20万6,000人以上を雇用し、香港のGDPの16.1%を占めた。国際金融センターのひとつである香港は、2009年には株式公開（IPO）による資金調達額で世界の首位に立ち、2010年3月のグローバル金融センターインデックスでも、ロンドンとニューヨークに次ぐアジア最大の金融センターにランクインしている。

銀行サービス

CEPAは、中国および香港政府が、HKSSにより費用効果の高いアクセスを提供しながら、本土・香港間の金融分野の協力強化を進めるための重要なメカニズムであった。例えば、本土への支店または法人設置に課される最低資産額要件や、本土銀行の株式保有の義務づけは、非CEPA外資系銀行に適用されるよりも低い、一律60億米ドルに規定されている。

広東省と香港の協力関係を国家政策レベルにまで高める目的で発行した珠江デルタ地区改革発展計画綱要では、両地域の関係深化のためのCEPAおよび広東省パイロット措置の重要性が強調されている。その枠組み協定に基づく、広東省と香港は、香港のリードによって国際金融センターを構築し、その金融制度をPRDのリソースおよびサービスによってサ

ポートすることに合意している。

越境人民元貿易決済制度を振興するための合同活動のほかに、枠組み協定では、香港の適格金融機関による広東省への支店または子会社の設置を支援することになっている。こうした動きは、香港銀行が設立した広東省支店または香港銀行によって本土に設立された100%外資銀行に対して、同じ行政区内に最初に支店を設置しなくても、広東省内の「隣接地」への出張所設置を許可する、2009年10月施行のCEPACEPA 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置によって裏付けられている。

現在、広東省では香港の13の銀行が営業しているが⁶、そのうち恒生銀行、永亨銀行、東亜銀行ら6行は、このCEPA 付属文書VIの自由化措置を利用して広東省に「隣接」出張所を設置している。中国本土全体では、これら13の香港銀行が約270の出張所を展開している。

中国政府は、WTOに対する公約に従い、中国人民共和国外資系銀行規制（「外資系銀行規制」）を制定し、2006年12月に施行した。本土に設立された外資系銀行は、一般大衆からの預金受入や銀行カード業務等のリテールバンキング業務を含め、外為および人民元業務に従事することを許可されている。

CEPA 付属文書VIIに基づく最新の自由化措置では、支店設置と人民元業務に関して、香港銀行に対する特恵的アクセスの適用が規定されている。この措置は、HKSSの本土支店網の急速な拡大に役立ち、本土、特に広東省に設立された香港企業を含め、本土企業に提供される銀行サービスの改善に寄与するであろう。

CEPA 付属文書VIIでは、本土に独資の外資系銀行または外資系支店を設置する香港銀行に対して、「外資系銀行規制」よりも有利な待遇を与えると規定されている。例えば、他の外資系銀行の場合、申請の2年以上前に駐在員事務所を本土に設置することが義務付けられているのに対して、香港の場合にはこれが1年間に短縮されている。

またCEPA 付属文書VIIでは、香港銀行が経営する本土の金融機関が人民元業務を申請するには、申請前に本土で2年以上営業し、申請の1年前は業績が黒字でなければならないと規定されている。これらのCEPA 要件は、他の外資系銀行に適用される要件よりも1年間短縮されている。

CEPAは、香港銀行が本土の各種ターゲット産業に提供するサービスの改善に役立っている。例えばCEPAは、香港銀行の農村市場へのアクセスを強化することによって、香港銀

6 これらの香港銀行には、(1) 中国銀行 (HK) (2) 東亜銀行 (3) 創興銀行 (4) CITIC 中信嘉華銀行 (5) 大新銀行 (6) 恒生銀行 (7) HSBC (8) 中国工商银行 (亜州) (9) 南洋商工銀行 (10) 大衆銀行 (香港) (11) 上海商業銀行 (12) 永亨銀行 (13) 永隆銀行がある。

行の農村市場への進出を奨励している。またCEPA 付属文書 VII では、香港銀行によって本土に設立されたあらゆる外資系銀行は、本土の関連規制に従い、中小企業専門の金融機関を設置できると規定されている。このようにCEPA は、農村部開発や中小企業の資金調達の支援だけでなく、これら特定ターゲット市場における金融産業の発展にも有益である。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 本土に支店を設置する外資系銀行は、次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>1. 申請前年末現在の総資産額が200億米ドル以上でなければならない。</p> <p>2. 最初の支店設置を申請する前に2年間以上、本土に駐在員事務所を設置しなければならない。</p>	<p>- 香港銀行*が本土に支店を設置するには、60億米ドルの資産を有していなければならない。</p> <p>- 2011年1月以降、香港銀行が本土に<u>100%外資系銀行</u>または外資系支店を設立するには、申請の1年以上前に駐在員事務所を本土に設置しなければならない。</p> <p>*「香港銀行」と認められるための条件: (1) 香港で登記された銀行であり、かつ (2) 香港で以下の営業実績要件を満たしていなければならない。</p> <p>- 香港で支店を2年以上運営し、法人として3年以上存在していれば、営業実績要件を満たすと見なされる。</p> <p>- <u>合併事業</u>設立の前に駐在員事務所を設置する要件は撤廃された。</p>
	<p>- 香港銀行が<u>中国本土の銀行</u>の株式を保有するには、申請前年末時点の総資産が60億米ドル以上でなければならない。</p>
<p>- 営業中の外資系銀行が人民元業務を申請する場合、次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>i. 申請の3年以上前に本土に営業所を設置していなければならない。</p> <p>ii. 申請前に2年連続して黒字経営でなければならない。</p>	<p>- 2011年1月以降、香港銀行が所有する本土の営業金融機関が<u>人民元業務</u>を申請するには、本土で2年以上営業し、申請前の1年が黒字でなければならない。</p> <p>- 本土での<u>人民元業務</u>を申請する香港銀行の支店の収益性は、個々の支店ではなく、全支店の総合的財務状態によって評価する。</p>
<p>- 外国銀行は、すでに支店を設置した都市に複数の出張所を開設できる。</p>	<p>- <u>広東省</u>に設置された香港銀行の支店は、同省内への<u>出張所</u>の「<u>越境</u>」設置を申請できる。すなわち、別の行政区にまず支店を設置しなくても、その行政区に出張所を設置できる。**</p>

	<p>- 香港銀行によって本土で設立された独資の外資系銀行の広東省を拠点とする支店は、<u>同省内への出張所の「越境」設置を申請できる</u>。すなわち、別の行政区にまず支店を設置しなくても、その行政区に出張所を設置できる。**</p> <p>** 出張所設置のための関連本土規則に準拠</p>
	<p>- 2011年1月以降、香港銀行が本土で設立したあらゆる外資系銀行は、本土の関連規制に従い<u>中小企業に銀行サービスを提供する専門金融機関を設立できる</u>。</p>

証券、先物、資金運用サービス

CEPAに基づく香港と中国の金融分野の協力関係は、銀行分野以外にも、証券、先物、ファンドマネジメント分野に及んでいる。CEPAは、香港と本土のこれら金融市場を近接させることによって、両者の金融産業にとって相互に利益のある状況を創り出している。

金融分野の協力をさらに強化するために、中央政府と香港政府は、CEPA付属文書VIに基づき、香港の上場証券ポートフォリオに連動するオープンエンド株価指数連動型上場投資信託（以下 ETF）を本土に導入するための調査の実施に同意した。CEPA付属文書VIIでは、これを一歩進め、適切な時期に本土にETFを導入すると規定されている。これは、ETFがすでにフィージビリティ調査の段階を超えて、政策制定段階に入ったことを明確に示している。

業界筋によれば、H株（香港証券取引所上場の本土企業株）によって構成されるETFが、2010年末にも本土に導入される可能性が高い。広東省・香港枠組み協定に基づき、深圳証券取引所もETFの導入に向けて努力することが合意されている。

2009年に香港は、上海に次いでアジアで最も活発なETFセンターであった。ETFの件数は日本に劣るものの、香港は上海や深圳以上のETFを取り扱っており、本土市場向けのETF関連商品を構成する重要な役割を果たしうる。一般に香港の業界関係者は、今後、香港上場株の需要を刺激し、出来高拡大に役立つポジティブな措置であるとして、CEPAに基づくこのETF措置を歓迎している。

ETF提案は、2007年に発表された「本土個人投資家直接海外ポートフォリオ投資」制度とは比較にならないが、「有資格国内機関投資家」（QDII）制度と同じように、本土資本の秩序ある管理された海外流出を促しながら、本土の投資家が香港上場株に対する投資を多様化できるようにする歓迎すべき代替措置ではある。

一般に香港の証券および先物産業は、CEPAを通じて本土市場の新たな事業機会から便益

を得ることができる。またそれは、本土市場の今後の発展に勢いを与えることにもなるだろう。さらには、香港と本土の証券および先物市場が成長すれば、金融専門家の雇用機会が増えるだけでなく、専門職資格の相互認定および資格試験の条件緩和によって、証券の専門家が両方の市場に柔軟に溶け込むことができるようになるであろう⁷。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 合弁証券会社（外国側当事者の持ち分は3分の1以下）の設立が許可されている。合弁証券会社は、本土の仲介企業を介さずに直接的にA株の発行引受、B株の発行引受および売買、公債および社債の売買を行える。	- 同じ
- 外国の証券会社は、本土の仲介企業を介さず行われるB株の越境取引に従事できる。	- 同じ
	- 外資系証券会社海外株主資格要件を満たす香港の証券会社は、子会社設立要件を満たす「 <u>合弁の証券投資顧問会社</u> 」を、中国本土の証券会社との合弁で広東省に設立できる。 - 合弁投資顧問会社は、本土の証券会社の子会社となり、証券投資顧問業務に専従する。 - 香港の証券会社は、この合弁投資顧問会社の株式を最大3分の1保有できる。
	- 香港の仲介企業*は、本土に <u>先物仲介合弁会社</u> をマイノリティ出資で設立できる。 - 先物仲介合弁会社の業務範囲および最低資本額は、本土企業と同一である。 - 本土の先物仲介会社の現在の最低資本額は 3,000万人民元である。

⁷ 中国証券業協会と香港証券專業学会は、CEPA規定を実施するために、本土または香港の資格試験を受験する証券実務者がそれぞれ地元で受験できるよう手配した。香港において本土の規則および法律に関する試験に合格した者は本土の資格取得を申請でき、その逆に本土で香港の規則および法律に関する試験に合格した者は香港の資格取得を申請できる。

	- 香港交易所は、北京に駐在人事務所を設置できる。
	- 香港の専門職従事者 ** は、訓練を受け、本土の法律および規制に関する試験に合格すれば、 <u>本土の証券・先物専門職資格</u> を取得できる。専門知識に関する試験は不要である。

注記

* 仲介会社とは、香港証券先物委員会（SFC）に登録された仲介代理店を指す。

** 専門職従事者とは、SFCの免許を取得した香港永久居民を指す。

観光および旅行関連サービス

4つの支柱産業のひとつである観光は、2008年に香港の総労働人口の5.6%に相当する約4万3,800人を雇用し、GPDの2.8%を占めた⁸。

中国本土からの観光客が最も多く、2009年には総観光客数の約61%に相当する1,796万人が香港を訪れた。そのうち829万人は日帰り客である。また2003年下半期に導入されたCEPAの重要要素である個人旅行制度（IVS）を利用して1,059万人が香港を訪れ、香港経済に大きく貢献した。

中央政府は、CEPAに従い本土の外国旅行市場を香港の旅行会社に開放した。HKSSが広東、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川で設立した独資または合弁旅行会社は、それら地域の永久居民の香港・マカオ団体旅行を主催できる。

CEPA付属文書VIIでは、HKSSが北京および上海に設立した独資または合弁旅行会社が、パイロット措置としてそれら地域の永久居民の香港・マカオ団体旅行を主催できるようになり、団体旅行の主催が許可される地域がさらに拡大された。個人の日帰り客として香港を訪れる人が多い広東省の観光客と違って、北京や上海の観光客は、団体旅行に参加し、香港に長期間滞在することが多く、それだけ支出額も広東省の観光客より多い。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国企業は独資の旅行会社を設立できる。申請企業は、年商1,500万ドル以上、登録資本250万人民币以上でなくてはならない。	- 同じ - パイロット措置として、HKSSが設立した独資または合弁旅行会社が以下の省の住民を対象に香港・マカオ団体旅行の実施を申請することが許可された。 - 広東、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川

⁸ 香港人口統計局の分類によれば、観光業には、香港を訪れる観光客または海外旅行する香港居民に提供される小売業、ホテル、その他の宿泊、レストラン、越境乗客輸送サービス、旅行代理店サービス、航空チケット販売代理サービスを含め、国内・海外観光の両方が含まれる。

<p>- 外資系の合弁旅行会社を設立できる。</p> <p>- 外国企業側パートナーは、(全世界の)年商が800万米ドル以上でなければならない。</p>	<p>- パイロット措置として、HKSSが北京および上海に設立した独資または合弁旅行会社は、これら2都市の住民を対象に香港・マカオ団体旅行の実施を申請することが許可された。</p> <p>- 広東省は、独資、合弁または合作会社によって広東省に企業を設立するHKSSの認可業務を委託された。</p>
<p>- 外国企業はツアーガイドとして中国公民を雇用しなくてはならない。</p>	<p>- 中国公民である香港永久居民は、本土のツアーガイド資格試験を受験できる。試験に合格すれば関連要件に基づいて本土ツアーガイド資格を取得できる。</p> <p>- 中国公民である香港永久居民は、本土の海外旅行添乗員資格を取得できる。団体海外旅行の主権を許可された本土の国際旅行会社や、本土居住者の香港・マカオ団体旅行の主権を許可された香港およびマカオの旅行代理店は、この資格を取得した香港永久居民を雇用できる。</p>
	<p>- 台湾団体旅行の主権を許可された本土の旅行会社は、有効な出入国許可と、トランジットの際に香港を訪れて滞在できるLビザの両方を保有する本土居住者の台湾団体旅行の主権を許可された。この措置は、本土居住者の海外旅行を奨励し、香港の旅行会社が複数の目的地向けの団体旅行商品を開発できるようにするためのものである。</p>

航空輸送

航空輸送販売代理店サービスを提供する香港企業に、CEPAに基づく中国本土市場への特恵的権利を享受することができる。

民間空港輸送代理店サービス規制に基づき、航空輸送販売代理店は、代理店サービスの範囲によって2種類に分類されている。タイプI航空輸送販売代理店サービスには、香港、マカオ、台湾を含む国際ルートがサービス範囲とされる。タイプII代理店サービスには、香港、マカオ、台湾を除いた中国国内ルートがサービス範囲とされる。タイプによって最低登録資本金額が異なり、タイプIは150万人民元以上、タイプIIは50万人民元以上でなければならない。この最低登録資本金額は、支店または営業拠点を追加する毎に50万人民元引き上げられる。

現在、外国企業の合弁による航空輸送販売代理店の設立が許可されているが、それに対してHKSSは、本土に100%独資の航空輸送販売代理店を設立できる。現行のCEPA規定では、HKSSはタイプIのサービスに従事することを許可されているが、CEPA付属文書VIIの施行により、2011年1月以降、タイプIIサービスにも従事することができるようになり、

100%独資、合弁会社、または合作会社のいずれかの形態で本土において国内ルートのお客様サービスを提供できるようになる。

またCEPAに従い、HKSSが本土に航空輸送代理店を設置する際の手続が簡素化された。中国航空運輸協会（以下 CATA）発行の中国民間航空輸送代理店資格手続の規定に従い、本土でタイプIおよびIIの航空輸送販売代理店の設立を申請する際にCATAの現地代理による詳細な予備審査が義務づけられているが、CEPAに基づき、HKSSは申請をCATAに直接提出して審査を受けることができる。

さらにHKSSは、本土での航空輸送販売代理店設立を申請する際、あらかじめ香港の銀行の経済保証を提出し、その後申請が本土の当局によって認可されてから所定の期間内に、本土の銀行またはCATAの推奨する保証会社の経済保証で補うことができるようになった。香港の銀行はHKSSの経営状況をより詳細に承知しているため、HKSSは、申請に必要な経済保証をより簡単に取得できる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 外国企業は少数出資の合弁会社を設立し、航空輸送関連サービスを提供できる。</p>	<p>- HKSSは独資の法人を設立し、<u>航空輸送販売代理店サービス</u>を提供できる。</p>
	<p>- 適用される登記資本要件は本土企業と同じである。</p> <p>- 独資子会社、合弁会社、または合作会社のいずれかで航空輸送サービス販売代理店の設立を申請する際、HKSSはCATAの現地代理による詳細な予備審査を受けずに、<u>CATAに直接申請書類</u>を提出できる。</p> <p>- HKSSは、中国本土コンピュータ予約システム（MCRS）のサービス事業者と合弁企業を設立できる。ただし、中国本土側の出資比率が50%以上でなければならない。</p> <p>- 合弁設立の認可は経済上の需要に照らして判断される。</p> <p>- HKSSは、航空輸送営業代理店の設立申請時に<u>香港の銀行の経済保証書を提出</u>し、申請が本土の当局によって認可されてから所定の期間内に、本土の銀行またはCATAの推奨する保証会社の経済保証書を追加提出できるよ。</p> <p>- HKSSは、100%独資・合弁または合作の航空輸送営業代理店の設立を申請する際、<u>中国本土の銀行</u>またはCATAの</p>

推奨する保証会社の <u>経済保証書</u> を提出することを認められている。

◻専門職サービス

香港の支柱産業のひとつである専門職サービスには、幅広い分野のサービスが含まれる。香港政府の統計データによれば、他の生産者サービスと合わせ、専門職サービス⁹は、2008年に香港の総労働人口の12.1%に相当する42万4,800人を雇用し、GDPの4.2%を占めた。

専門職サービスの多くを占めるのは、事業経営およびコンサルティングサービスとともに建築、調査、エンジニアリング、技術およびプロジェクト・エンジニアリング・サービスである。これらのサービスは合わせて香港の総労働人口の約2%を雇用し、GDPの2%を占める。

建築サービス

他の外国企業も本土に独資または合弁の建設／エンジニアリング・デザイン会社を設立することを許可されているが、これに比較してHKSSには、CEPAに基づき資格審査、スタッフおよび出資比率、居住要件の面でより緩やかな条件が認められている。

例えば資格審査に関して、HKSSの場合、本土と香港の両方における業績が考慮される。またHKSSは、スタッフ要件を満たすために本土で登録した専門職を雇用でき、登記資本の一定比率の出資を本土側パートナーに義務づける規定もない。居住要件も、香港居住期間を本土居住期間として算入できるなど、他の海外企業より緩和されている。

本土の1級登録建築技師または1級登録構造技師の資格を持つ香港の専門職を、本土で設計／エンジニア／デザイン事務所を設立する際のパートナーにすることを許可したCEPACEPA 付属文書VIIによって、本土の建設サービス市場が香港に対してさらに開放された。企業の設立に関しても柔軟性が強化され、香港パートナーの本土パートナーに対する比率や香港と本土の出資比率、あるいは香港パートナーの本土居住期間も制限されていない。

またCEPA 付属文書VIIの広東省パイロット措置に基づいて、相互認定制度に基づき本土の1級登録構造建技師または1級登録建設技師の資格を持つ香港の専門職は、香港での登録開業の有無を問わず、広東省で登録開業することが許可される。この新CEPA 規定は、香港の412人の建築技師および249人の構造技師に大きな利益をもたらすであろう。

⁹ 他の生産者サービスは、金融、貿易・ロジスティックス、観光、専門職サービス以外の生産者サービスを指す。

CEPA付属文書VIIの新自由化措置、特に適格な香港の専門職を本土における建設／エンジニアリング・デザイン事務所設立のパートナーとして認める措置や、2010年4月に締結された広東省・香港は枠組み協定の施行は、HKSSおよび香港の専門職が本土の急速な都市化から生じる機会に乗じうることに役立つであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業が独資の設計・建築会社を設立できる。 - 独資の設計建築会社の設立を申請するには、中国国内で建築士・設計士資格を得た外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた全有資格者数の4分の1未満であってはならず、関連する設計・経験を持つ外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた重要技術スタッフ数の4分の1未満であってはならない。 - 合弁の設計建築会社の設立を申請するには、中国国内で建築士・設計士資格を得た外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた全有資格者数の8分の1未満であってはならず、関連する設計経験を持つ外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた重要技術スタッフ数の8分の1未満であってはならない。 - 合弁の場合、登録資本に対する中国本土パート 	<ul style="list-style-type: none"> - HKSSは、<u>独資または合弁の建設／エンジニアリング設計会社</u>を設立できる。 - HKSSが設立する<u>建設／エンジニアリング設計会社</u>および<u>都市計画サービス会社</u>の設立審査では、香港と中国本土両方での実績が考慮される。 - MoC部令第114号「外資系設計・建築会社管理規定」の要件に関して、HKSSは、この要件を満たすために現地の登録専門職を雇用できる。 - 設計・建築の合弁企業または合作会社を設立する際、HKSSの本土側パートナーには、登記資本の比率要件が適用されない。

<p>ナーの出資比率が4分の1未満であってはならない。</p>	
	<p>- 2011年1月以降、本土の1級登録建築技師または1級登録構造技師の資格を持つ香港の専門職を、関連資格要件に従い本土に<u>建設／エンジニアリング設計事務所</u>を設立する際のパートナーにできる。</p> <p>- 上記の企業には、香港パートナーの本土パートナーに対する比率、香港および本土の出資比率、香港パートナーの本土居住に関する制限は適用されない。</p>
<p>- 外国企業が独資の都市計画サービス会社を設立できる。</p>	<p>- <u>HKSS</u>は、独資の<u>都市計画サービス会社</u>を本土に設立できる。</p> <p>- 2名以上の<u>HKSS</u>が設立する<u>合弁都市計画サービス会社</u>の設立審査では、全関係者の香港と中国本土両方での実績が考慮される。</p> <p>- 本土の<u>登録都市計画資格</u>を持つ香港の専門職は、香港での登録開業の有無を問わず、<u>広東省</u>で登録開業できる。</p>
	<p>- 本土の<u>監督技師資格</u>を持つ香港の専門職は、香港での登録開業の有無を問わず、<u>広東省</u>で登録開業できる。</p> <p>- 2011年1月以降、<u>相互認定</u>により本土の1級登録構造技師の資格を取得した香港の専門職は、香港での登録開業の有無を問わず、<u>広東省</u>で登録開業できる。*</p> <p>- 2011年1月以降、<u>相互認定</u>により本土の1級登録建設技師の資格を取得した香港の専門職は、香港での登録開業の有無を問わず、<u>広東省</u>で登録開業できる。*</p>
<p>- 外資系設計建築会社または都市計画サービス会社が雇用する外国人専門家および技術スタッフは、年通算6ヶ月以上中国本土に居住しなければならない。</p>	<p>- 本土駐在の香港の専門職および技術スタッフについては<u>居住要件</u>を緩和。香港に居住した期間も中国本土内居住期間に算入できる。</p>

注記：* CEPA 付属文書VIIに基づく広東省パイロット措置

音響・映像（AV）サービス

映画、テレビ、音楽、デジタルエンターテインメントを含め、香港のクリエイティブ産業は活気ある産業である。既存のCEPA規定には、映画館経営、映画・テレビ番組の制作、AV製品の流通を含め、香港の音響・映像産業のための重要な自由化措置が含まれている。

HKSSは、独資または合弁企業を通じて録音・映像録画製品（映画製品を含む）の流通サービスを提供できるのに加えて、2011年1月に発効するCEPA付属文書VIIの最新自由化措置に基づき、本土でビデオ・音響製品を製作する企業を独資、合弁または合作会社を設立できるようになる。現在、音響・映像製品の製作は、外資系企業（以下 FIE）に対する制限カテゴリーに分類されている。さらにCEPA付属文書VIIでは、中国公民資格を持つ香港永久居民は、音響・映像製品を取り扱う個人所有店の免許を申請できると規定されている。

音響・映像製品の製作と流通を垂直統合できるようにする最新のCEPA自由化措置は、HKSSに新たな事業機会をもたらすことになるだろう。また香港居民も、個人所有店の経営という形で本土の音響・映像産業に新たな商機を見いだすであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
音響・映像製品の販売 - 合作会社を通じて音響・映像製品を販売することが許可されている。	- HKSSは、出資比率最大70%の合弁事業を運営できる。 - HKSSは、本土のパイロット地域で <u>本土制作の映画</u> を配給する独資会社を設立できる。 - HKSSは、 <u>ビデオおよび録音製品（映画を含む）の配給サービス</u> に従事する独資会社を設立できる。
音響・映像製品の製作	- 2011年1月以降、HKSSは、 <u>音響・映像製品を製作する</u> 独資、合併または合作会社を本土に設立できる。
ポストプロダクション	- HKSSは、本土の主要制作会社の申請を受けて中国国家ラジオ映画テレビ総局（SARFT）が認可することを条件に、 <u>本土の映画（共同制作を含む）のポストプロダクション</u> に従事できる。

文化サービス

CEPAは、本土でのHKSSによる音響・映像製品の販売を許可したのに加えて、急成長中のデジタルエンターテインメントおよびテレビゲーム市場への特恵的アクセスをHKSSに提供した。

CEPA付属文書VIIでは、HKSSは、本土側パートナーが過半数を出資することを条件に、合作企業ベースで本土にインターネット・カルチャー業務およびインターネット・オンラ

イン業務部門を設置できると規定されている。すなわちHKSSは、合弁企業の少数出資パートナーとして、オンラインゲームの開発およびホスティングに従事し、他の外資系企業に開放されていない市場に参入できる。

HKSSが少数出資パートナーとしてインターネット・カルチャー業務分野で合併企業を設立することは許可されているが、本土でインターネット・カルチャー市場に進出し、オンラインゲームの開発および運営に従事するために必要なすべての免許を取得するのは非常に大変なようである¹⁰。またオンラインゲーム事業に従事するための最低登記資本金は、1,000万人民元以上に設定されている。

その一方、CEPAに基づき、香港のオンラインゲーム開発者は、製品を輸入オンラインゲームとして本土の正規インターネット・カルチャー企業に販売することを許可されている。CEPA付属文書VIIの自由化措置に基づき、HKSSは、関連製品の輸入販売に従事するインターネット・カルチャー企業の設立を申請できるようになる。またCEPAでは、必要な資料をすべて提出することを条件に、専門家による審査を含め、香港で開発された輸入オンラインゲーム製品のコンテンツ審査を2ヶ月で完了すると具体的に規定されている。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外資系企業は、インターネット・カルチャー業務に従事できない。	- 2011年1月以降、本土側パートナーが過半数を出資することを条件に、合作企業ベースで本土にインターネット・カルチャー業務およびインターネット・オンライン業務部門を設置できる。

個人所有店

中国政府は、外国人に対する個人所有店に関しては、WTO加盟の議定書の上ではいかなる開放についても言及していない。したがって、CEPAの個人所有店規定は、香港居民の起業家精神と本土進出を促す重要な措置といえる。個人所有店の設置手続も合理化され、外資に適用される承認手続が不要になった。また香港永久居民が個人所有店を通じて本土で従事できる分野も、2004年にCEPAの第1段階が施行されて以来大幅に拡大されてきた。

CEPA付属文書VIIでは、結婚サービス、漫画・電子ゲーム製品のレンタル／リース、アニメーション音響映像製品のレンタル／リース、ペット診療所の4つの新分野が追加された。これにより、中国公民資格を持つ香港永久居民は、計31の分野で本土に個人所有店を設置できるようになった。さらに広東省では、2009年1月から広東省パイロット措置に基づき、通商ブローカー/コミッション・エージェンシー（オークションを除く）と、レンタル／リースサ

¹⁰ 文化部（MOC）管理課、工業情報化部（MIIT）通信管理課、オンライン出版物のコンテンツを監視する新聞出版総署（GAPP）等の承認を得なければならない。

ービス（住宅施設のレンタル／リースは除く）の2分野が個人所有店に対して開放された。

個人所有店が参入できる事業分野の拡大に伴って、香港永久居民に認められた投資機会と選択肢は大幅に拡大した。2009年末現在、香港およびマカオ居民が本土に設立した個人所有店は4,204にのぼり、約78%が広東省に本部を置いており、中国本土に設立された個人所有店の90%近くが小売業や外食産業に従事している。また、2010年3月末現在、香港居民が広東省に設立した個人所有店は2,907にのぼる。これは、2004年9月末に報告された件数の約3倍に相当する。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 中国のWTOに対する公約には、外国人による本土での個人所有店経営の許可が含まれていない。</p>	<p>- CEPAに基づいて、中国公民である香港の永久居民だけが、外資としての認可手続を適用されることなく中国本土のどの省・都市にも以下のサービスを行なう個人所有店を開設できる（フランチャイズを除く）。#</p> <p>- (1) 小売 (2) 食品およびケータリング (3) 理髪 (4) 美容・ヘルスケア・サービス (5) 浴場 (6) 家電・日用品修理 (7) 製品・技術輸出入 (8) DPE (9) クリーニングおよび染色 (10) 自動車修理整備 (11) 作物栽培 (12) 畜産 (13) 水産養殖 (14) コンピュータ修理 (15) 技術交換・促進サービス (16) コンピュータ・サービス (17) ソフトウェア・サービス (18) 陸運貨物輸送 (19) その他の輸送サービス（国際配送・宅配を除く） (20) 倉庫・保管サービス (21) 業務翻訳・通訳サービス (22) ビル清掃 (23) 広告制作 (24) 個人診療所 (25) 経済・貿易コンサルティングサービス (26) 卸売（繊維製品、衣料、日用品、文房具、スポーツ用品、他の文化関連商品に限定）。</p> <p>- 2011年1月以降、(28) 結婚サービス（結婚相手紹介サービスは除く） (29) コミックおよび電子アニメーションゲームのレンタル／リース (30) アニメーション音響・映像製品のレンタル／リース** (31) 獣医サービス、ペット診療所（都市部のみ）***の4分野が追加される。</p>
	<p>- 広東省に設置された個人所有店は次の分野に従事できる。</p> <p>1. 通商ブローカー（オークションを除く）</p> <p>2. レンタル／リース（住宅のリース・賃貸を除く）</p>

注記

香港居住者の設立した「個人所有店」の運営に従事する人員は8人以下で、店舗面積は（栽培、酪農、水耕栽培を除いて）300平方メートル以下とする。

** 申請者は、音響・映像製品事業免許を保有していなければならない。

*** 申請者は、動物診断治療免許を保有していなければならない。

流通サービス

CEPAは、既に開放が進んでいた中国本土の流通市場のさらなる参入障壁撤廃に大きく貢献した。WTOの公約に従い、本土政府は、2006年1月に流通サービス分野の外資参入に対する制限を、1項目を除いて全廃した。廃止されなかった項目は、外国企業が単独で中国で30店以上を経営し、それらの店舗で医薬品、農薬、マルチングフィルム、化学肥料、植物油、食用糖、木綿を取り扱う場合には、外国人株式持分比率を49%以下に制限する規制である。

これに対して香港企業の場合、CEPAに基づき、別のサプライヤーから仕入れた別ブランド製品である場合、独資会社を通じて上記品目を販売できる。2009年1月から施行されたこの措置は、香港の大手小売企業により大きな柔軟性を与え、本土での積極的事業拡大を促すためのものである。

2010年以降、HKSSは出版物流通会社を本土に設置できるようになった。この出版物流通会社に適用される最低登録資本金額は、本土企業と同等である。またCEPA付属文書VIIに基づき、HKSSが本土に設立した流通会社は、香港で出版された書籍を流通することができるようになるが、この香港の書籍は、国家公認の出版物輸入代理店が輸入したものに限られる。

専門職資格の相互認定および資格試験

CEPAによって香港企業が中国本土で従事できるサービス産業の分野が拡大されただけでなく、専門職資格の相互認定や香港居住者による本土の資格試験の受験許可を通じて、本土のサービス市場に参加する香港の専門職従事者や住民に対する許容範囲も拡大された。

例えば適格な香港居民は、本土のさまざまな専門職および技術職の資格試験を受験することができる（医師、薬剤師、弁護士、保険数理士、技術者、会計士等）¹¹。またCEPA付属文書VIIで中国政府と香港政府は、香港永久居民の本土の不動産鑑定士の資格試験受験を認めることに合意した。合格者には、不動産鑑定士資格証が発行される。

◆製品貿易

最新動向

中央政府は、2006年1月に施行されたCEPA付属文書IIに基づき、中古電気機器・医療器

11 これにはほかに、以下の資格試験が含まれる。建築士、構造技師、土木技師（地質）、建築監督技師、積算技師、都市計画士、不動産取引士、安全技術者、原子力安全技術者、建築施工士、施設技師、化学技師、土木技師（港湾水路）、施設監督技師、環境アセスメント技師、不動産鑑定人、電気技師、会計簿記、会計士補、公認会計士、税理士、資産鑑定人、齒科技工士、採掘権評価人、コンサルティングエンジニア、国際ビジネス士、土地登記代理士、宝石鑑定人、翻訳者、コンピュータ技術およびソフトウェア。

具、化学廃棄物、生活廃棄物、虎の骨、サイの角などの禁止品目を除くすべての香港原産製品にゼロ関税を適用した。但し、対象品目がゼロ関税の適用を受けるにはCEPAの原産地規則を満たしていなければならない。CEPA原産地規則がまだ合意されていない品目に関しては、域内製造業者の要請を受け、香港政府が毎年2度、本土政府との協議を開始することになっている。

2004年のCEPA施行から2010年上半期までの間に中国本土および香港政府は、計1,585品目の原産地規則に関して合意に達した。2010年7月から、CEPAに基づくゼロ関税適格品目リストに新たに7品目が追加された。これによりCEPA原産地規則の適用を受け、ゼロ関税の適用を受ける品目が1,585品目から1,592品目に増大した。

新規追加品目には、非環式炭化水素、ジクロロメタン、ニトリル官能化合物、ガーネットティング綿素材、磁気テープ、内燃機船、自動艇（船外機艇を除く）がある。2009年に香港はこれら7品目を本土向にわずか140万香港ドルしか地場輸出していないが、ゼロ関税の適用により今後は増大し続けるであろう。ゼロ関税適前のこれらの7品目の関税率は1%から10.5%であった。

新たにゼロ関税が適用される香港原産の7品目

本土の 2010年 関税コード	品目の説明	現行 関税率 (%)	2009年の 香港からの 本土向け 地場輸出額 (100万香港ドル)
2901 1000	飽和非環式炭化水素	2	0
2903 1200	ジクロロメタン（塩化メチレン）	8	0
2926 9090	ニトリル官能化合物	1-6.5	0
5202 9100	ガーネットティング綿素材	10	0
8523 2928	磁気テープ（録音/録画用）	6	1.412
8901 1010	内燃機船（高速客船、クルーズ船、回遊船、あらゆる種類のフェリーボート、主に乗客輸送を目的に設計された同様の船舶を含む）	5	0
8903 9200	自動艇（船外機艇を除く）	10.5	0

出典：香港工業貿易署、香港統計局

香港原産製品にとってのコスト削減

ゼロ関税の適用は、中国本土で販売される香港原産国内輸出品のコスト削減という直接的利益をもたらす。2004年1月から2010年5月にかけてCEPAの各段階で総額240億香港ドルの製品に相当する計5万5,541件の香港原産地証明書（CEPA）が発行された。最大の受益

産業は食品・飲料であり、それに繊維・衣料が続く。他の主要受益産業には、プラスチック・プラスチック製品、医薬品、化学品、卑金属、着色剤、紙・印刷物などがある。

原産地証明を受けた香港原産品の内訳
(2010年5月31日現在)

製品の種類	原産地証明書の発行件数
食品・飲料	14,113
織物・衣料	14,057
プラスチック・プラスチック製品	9,015
医薬品	6,838
化学品	3,209
卑金属製品	2,631
着色剤	1,927
紙・印刷物	1,858
電機・電子製品	938
宝飾品・貴金属	512
時計・腕時計・時計部品	380
光学・写真・映画機器および部品	264
食品残渣・飼料	107
皮革、毛皮	99
化粧品	76
機械類・機械装置	38
測定検知装置および部品	10
家具	1
玩具・ゲーム・スポーツ用品	1
その他	5
合計	55,541

注記：複数品目を対して発行された原産地証明があるため、合計件数は各項目の合計数を下回る。
出典：香港工業貿易署

ゼロ関税が適用される品目が2004年の374から2010年7月1日現在の1,592と急激に拡大されたことから、香港の対中国本土国内輸出に占めるCEPA適用品目の比率が3パーセントから21パーセント超まで拡大した。

CEPA適用品目の輸出高および香港の対本土輸出に占める比率

年	輸出高 (100万香港ドル)	対本土輸出高に占める比率	国内輸出に占める 比率
2004	1,150	3.0	0.9

2005	2,366	5.3	1.9
2006	3,254	8.1	2.4
2007	4,430	10.9	4.1
2008	4,819	13.9	5.3
2009	5,447	20.4	9.4
2010 (1-4月)	2,080	21.2	10.0

出典：香港工業貿易署、香港統計局

■CEPA 2011 自由化措置——その意義と展望

CEPAは、香港が本土の当局を製品およびサービス貿易の自由化ならびにその他の分野の協力関係を助長している。これまでのCEPA付属文書と同じように、2010年5月に発表されたCEPA付属文書VIIでは、サービス分野の自由化ならびに、香港のサービス事業者、専門職、居民が本土市場、特に広東省に進出する際の条件の緩和と柔軟性の拡大が重視されている。またCEPA付属文書VIIでは、6つの新産業を振興し、香港と中国本土間の教育、ヘルスケア、試験/認証、環境保護、技術改革、文化、クリエイティブ産業を合同で発展させるための基盤の構築が重視されているのが注目に値する。

例えば医療・ヘルスケア産業を見てみると、CEPA付属文書VIIによって、香港の7万6,000人の医療専門職に本土で3年以内の短期医療サービスを提供する資格が与えられることになっている。これにより、独資病院の経営をHKSSに許可する措置と合わせ、香港の医療・ヘルスケア産業の本土進出が促され、本土でより幅広いサービスが利用できるようになるだけでなく、香港と本土間の医療およびヘルスケア分野の交流と協力がさらに進むであろう。

CEPAはオープンで発展途上の枠組みとして、広東省の継続的發展やその香港との誠意ある協力の推進に役立っている。2008年12月に発表された珠江デルタ地区改革發展計画綱要を背景に2010年4月に締結された広東省・香港枠組み協定の方針に従って、CEPA付属文書VIIには8件の広東省パイロット措置が盛り込まれた。

製品貿易に関しては、ゼロ輸入関税措置によってブランド、デザイン、品質、技術面で付加価値の高い製品や、知的所有権価値比率の大きい製品に対する投資やそのような製品の生産施設が香港に誘致される可能性がある。また現在香港でまだ生産されていない製品に関しても、原産地規則に関する香港と本土の年2回の協議によって原産地規則が制定されれば、その製品に関心を持つ企業を香港に誘致できる可能性がある。



HONGKONG | JAPAN
BUSINESS CO-OPERATION
COMMITTEE

香港貿易發展局（香港・日本經濟委員會 事務局）

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目4番地 トラスティ麹町ビル6階
電話：03-5210-5850 ファックス：03-5210-5860 E-mail：tokyo.office@tdc.org.hk

大阪事務所

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング10階
電話：06-4705-7030 ファックス：06-4705-7015 E-mail：osaka.office@tdc.org.hk

www.hktdc.com (英語) <http://japan.hktdc.com> (日本語)